給水装置所有者移動届

給水装置場所	蟹江町
移　動　事　由	相続（旧所有者からみた、新所有者の続柄）・　売買　・　譲渡　・　贈与

上記の給水装置の所有者を移動いたします。
新所有者が旧所有者より、水道の管理、支払い義務、水道の権利を承継します。
この届出について、万一問題が生じた場合は、新所有者の責任において一切を処理する事を誓約します。

令和　　年　　月　　日

新所有者
住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿（　　）

※本人の署名または記名押印をしてください。

旧所有者
住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿（　　）

※本人の署名または記名押印をしてください。

蟹江町水道事業
蟹　江　町　長　　殿

提出者				
	□所有者　□親族（所有者との続柄　　）□その他（　　）			
	住所	□給水装置場所に同じ		
	氏名		電話番号	

※１．署名による記入のみ押印は不要です。ゴム印や印字等の記名の際は押印が必要となります。
※２．新所有者、旧所有者の欄に、本人の署名または記名押印をお願いします。届出される方が新旧所有者以外の方の場合、提出者欄への署名または記名押印もお願いします。
※３．１件につき１００円の手数料が必要となります。ご提出される方の本人確認ができるもの（下記、本人確認書類参照）のご提示が必要です。確認ができない場合は、受付ができないのでご注意下さい。
※４．郵送の場合は、手数料分の郵便定額小為替（普通郵便で現金を送付することはできません。）と提出者の本人確認ができるもの（下記、本人確認書類参照）の写しを同封してください。
※５．旧所有者の自筆記入ができない場合（相続を除く）につきましては、添付書類が必要となることがあります。詳しくは水道事業までお問い合わせください。

受付		入力		確認	

水栓番号

（本人確認書類）
健康保険証・年金手帳
預金通帳・キャッシュカード
クレジットカード・診察券等
個人番号カード・運転免許証
身体障害者手帳・パスポート
在留カード等

蟹江町水道事業給水条例が契約内容となります。　　蟹江町水道事業　　電話　0567-95-3636